


# お車の補償

補償・特約の詳細は「<パンフレット別冊>主な補償・特約のご説明」をご確認ください!




## 車両保険

基本補償

すべてのご契約にセットしていただけます。

### 保険金をお支払いする場合

事故でのご契約のお車が壊れてしまった場合に、修理費等を補償します。

- ⚠ 保険金をお支払いしない主な事例
- ・パンク等、タイヤにのみ損害が発生した
  - ・ご契約のお車が故障して動かなくなった

**ワンポイント** 車両保険には、「車両価額協定保険特約」別冊が自動セットされます。

ご契約のお車と同じ用途車種・型式等で、同じ程度に消耗した自動車の市場販売価格相当額を保険金額として、車両保険金をお支払いします。  
※ご契約のお車が自家用8車種以外またはレンタカーの場合で、「車両価額協定保険特約の不適用に関する特約」をセットしたときは、この特約は適用されません。



**車両保険「10補償限定」特約**別冊をセットすると、補償の対象となる事故の範囲が次の表のとおり限定されます。

○:お支払いします ×:お支払いしません

補償する事故 (主な事故例)	①ご契約のお車以外の自動車(注1)との衝突・接触(注2)	②自転車等の対象乗用具(注3)との衝突・接触	③歩行者・動物(注4)との衝突・接触	④火災・爆発	⑤盗難(注5)	⑥暴行・暴行に伴う暴力行為または破壊行為(注6)
一般補償	○	○	○	○	○	○
10補償限定	○	○	○	○	○	○
補償する事故 (主な事故例)	⑦台風・竜巻・洪水・高潮	⑧落書、いたずら、窓ガラス破損	⑨飛来中または落下中の他物との衝突	⑩その他の偶発な事故(注6)	⑪電柱・ガードレール等の他物との衝突・接触	⑫墜落・転覆
一般補償	○	○	○	○	○	○
10補償限定	○	○	○	○	×	×

(注1) ご契約のお車以外の自動車には、「登録番号等」および「運転者または所有者」が確認できない自動車」および「ご契約のお車の所有者が所有する別の自動車」を含みます。

(注2) 自動車によるあて逃げは「①ご契約のお車以外の自動車との衝突・接触」に含みます。

(注3) 対象乗用具とは、電車、自転車、キックボード等をいいます。

(注4) 崖等の高所より落下中の動物との衝突は、「⑨飛来中または落下中の他物との衝突」に含みます。

(注5) ご契約のお車が二輪自動車または原動機付自転車の場合、盗難によって発生した損害につきましては、車両保険金をお支払いしません。

(注6) 塗料や油等の液体がかかったことによる汚損、積雪による損害等をいい、①～⑨および⑩～⑫に該当する事故を除きます。

**車両保険では、「地震・噴火またはこれらによる津波」によって発生した損害について、車両保険金をお支払いしません。**  
ただし、「地震・噴火・津波[車両全損時定額払]特約」別冊をセットした場合は、「地震・噴火またはこれらによる津波」によってお車が全損となったときに50万円をお支払いします。(車両保険金額が50万円未満の場合は車両保険金額を保険金としてお支払いします。)ぜひ、「地震・噴火・津波[車両全損時定額払]特約」のセットをご検討ください。

※「地震・噴火・津波[車両全損時定額払]特約」は車両保険(一般補償)にのみセットしていただけます。なお、ご契約のお車が「二輪自動車、原動機付自転車、農耕作業用自動車、特種用途自動車(キャンピング車以外)およびA種・B種工作車」の場合はセットすることができません。


※車両保険「10補償限定」特約よりも補償の対象となる事故の範囲を限定した、「車両保険「7補償限定」特約」別冊もご用意しています。

**Q** 車両保険はどんな時に役立ちますか?

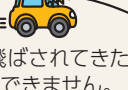


**A** 車両保険は自損事故やお車同士の事故だけでなく、**地震・噴火またはこれらによる津波等を除く自然災害による損害や、物の飛来・落下事故等の相手に損害賠償を請求する事が困難な場合でも補償します。**万が一に備えて車両保険をセットしておくことが大切です!

**事例1: 台風で社有車が水没してしまった...**  
台風・竜巻・洪水・高潮では、自動車の修理費が高額になるケースがあります。  
⇒**車両保険**で安心!



**事例2: 飛び石でフロントガラスにひびが...**  
一般的に、相手の故意などによって物が飛ばされてきたことを立証しない限り、損害賠償金を請求できません。  
⇒**車両保険**で安心!





ノンフリート契約向け

## 車両保険無過失事故特約

基本補償

車両保険付きノンフリート契約に自動セットされます。

### 補償の概要

一方的に追突された場合や、ご契約のお車の欠陥等により本来の仕様とは異なる事象が起きて事故が発生した場合など、お客さまに過失がないときに、継続契約の等級および事故有係数適用期間に影響することなく、車両保険金を受け取れます。

※相手自動車およびその運転者または所有者が確認できた場合の事故に限ります。  
※車両保険において、免責金額を増額方式で設定している場合、次事故時の免責金額の決定においても事故件数に数えません。



## 全損時諸費用特約

基本補償

車両保険付き契約にセットしていただけます。

### 保険金をお支払いする場合

ご契約の車両保険でお支払いの対象となる事故によってご契約のお車が全損となった場合に、廃車や買替時の諸費用として車両保険金額の10%(20万円限度)をお支払いします。ただし、車両保険金額が100万円以下の場合は、10万円をお支払いします。

より手厚く備えるなら...



**×2**

**全損時諸費用倍額払特約**別冊 オプションの特約  
全損時諸費用特約の保険金の額を2倍にして全損時諸費用保険金をお支払いします。



## 新車特約

オプションの特約

ご契約のお車が「二輪自動車、原動機付自転車、農耕作業用自動車、A種工作車およびB種工作車」以外の場合で、車両保険付き契約にセットしていただけます。  
ただし、以下のいずれかに当てはまる場合は、車両保険金額が新車保険金額の50%以上の金額であるときに限りセットしていただけます。  
・ご契約のお車が自家用8車種で、満期日の属する月が初度登録(初度検査)年月の翌月から起算して61か月を超える場合  
・ご契約のお車が自家用8車種以外の場合

### 保険金をお支払いする場合

ご契約のお車が、事故で新車保険金額の50%以上の損害を受けた場合などに、新車保険金額を限度に車両保険金をお支払いします。

※ご契約のお車の外板、外装、外板または外装に装着された部品、ならびに内装および内装に装着された部品のみの損傷の場合を除きます。  
※ご契約のお車が盗難された場合を除きます。



## 車両全損時復旧費用特約

オプションの特約

ご契約のお車が「二輪自動車、原動機付自転車、農耕作業用自動車、A種工作車およびB種工作車」以外の場合で、車両保険付き契約にセットしていただけます。ただし、下表の条件を満たすときに限りです。

自家用8車種の場合	自家用8車種以外の場合
以下の①、②の条件をいずれも満たしているとき ①満期日の属する月が初度登録(初度検査)年月の翌月から起算して61か月を超えている ②車両保険金額が新車保険価額の50%未満である	車両保険金額が新車保険価額の50%未満であるとき

### 保険金をお支払いする場合

ご契約の車両保険でお支払いの対象となる事故によってご契約のお車が全損となった場合に、下表の額を限度に車両保険金をお支払いします。

※ご契約のお車が盗難された場合を除きます。  
<お支払いする車両保険金の限度額>

車両保険金額が100万円未満の場合	車両保険金額が100万円以上の場合
車両保険金額の2倍に相当する額	車両保険金額に100万円を加えた額